

サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会

## 人権デュー・ディリジェンスの実務例 (参考資料)

EY Japan 名越正貴

2022年3月24日

\*本資料は、Speakerが本検討会の場で提供した資料・情報の中から、第三者の知的財産権の尊重、使用許諾の要否等の観点を踏まえ、公開可能な内容のものを取りまとめた資料です。



Building a better  
working world

# 自己紹介



名越 正貴 (なごし まさたか)

EY新日本有限責任監査法人  
(Ernst & Young ShinNihon LLC.)  
気候変動・サステナビリティサービス  
(CCaSS) シニアマネージャー

## 略歴

EY Japanの「人権・サプライチェーンサービス」リーダーとして、人権方針策定支援、人権デュー・ディリジェンスの導入、サプライチェーンの人権リスク管理、ESGリスク評価などの分野で、日本国内外の企業への支援を担当。ファイナンス・事業投資から消費財・小売り業界まで、多様な業界での支援実績がある。

EY入社前は、外務省専門調査員として「在ジュネーブ国際機関日本政府代表部」勤務(2010-2014)し、国際人権分野における国際ルール形成に関する国際交渉を担当。「ビジネスと人権に関する指導原則」を巡る議論においても、日本政府代表団の一員として、各国との交渉を担当した。その後も、ビジネスと人権を中心としたサステナビリティ分野における関連する国際ルール形成の議論の動向などについて、各国政府・国際機関・企業・市民社会関係者と連携しつつフォローアップを継続している。

NHK勤務(報道番組制作)や、国際移住機関勤務(担当業務: 移民の権利尊重)経験も有する。現在、国連グローバルコンパクト・ジャパンネットワーク人権デュー・ディリジェンス分科会アドバイザーを務める(2015~)。ロンドン大学人権修士。日、英、中、仏語での業務に対応。

## EYの紹介

サステナビリティ・アドバイザーに関する長年の豊富な実績と各業界のリーダーや顧客からの厚い信頼を得るグローバルな組織

EYでは、2,000人以上の気候変動およびサステナビリティ分野の専門家が、保証、税務、アドバイザー、トランザクションに関する経験と各業界に関する知見を共有するためのグローバルネットワークを保有しています。またEYはBig4の中でも最もグローバルとして統合されプロフェッショナル・サービス・ファームであり、グローバルに蓄積したベストプラクティスから得た知見を、それぞれの地域のクライアント企業のために活用しています。

EYはクライアント企業の長期的価値向上に向けた質の高いサービスを提供しており、日本のビジネス界でも保証業務の提供者と信頼できるアドバイザーとして、定評があります。



## 本資料の内容とOECDのデュー・ディリジェンス・ガイダンス中のステップとの関係

本資料は、主に、「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」において、「デュー・ディリジェンスのプロセス」とされているもののうち、ステップ1、ステップ2の一部に関し、実際の企業実務の内容を紹介するための資料です。

### 責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス デューディリジェンスプロセス



本資料が主に  
カバーする範囲\*

出典: OECD (2018), OECD Due Diligence  
Guidance for Responsible Business Conduct

## サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドラインの策定上の考慮要素

### ▶ ガイドラインの構成：

#### ▶ OECDのDDガイダンスの各ステップの構成(および指導原則の内容)との整合

- ▶ 人権尊重の取り組みに関し、各事業者が最終的なよりどころとする国際規範と整合的な構成・内容として、相互参照などができるようにすると、読者にとっても分かりやすい、使いやすいと思われる。

### ▶ リスクの特定・評価：

#### ▶ OECDのDDガイダンス記載手順の平易な説明と具体例の併記

- ▶ OECDのDDガイダンス中に記載されている内容は、専門的な用語も含まれ、具体的に何を実施することを意味しているのか理解することに難しさを感じる企業の実務担当者は一定数(相当数?)存在すると思われる。
  - ▶ 例：OECDガイダンス中の「リスクの高い事業及びビジネス上の関係の特定」という手順が具体的に意味する内容についての平易な説明と、対応する企業の取組事例の紹介など。

#### ▶ ガイドラインの性質に応じた提示情報の峻別と提示方法への適切な配慮

- ▶ 特に、具体的な手順やリストを提示する場合は、最低限の実施(すべき)事項として提示するか、あるいは、例示事項として提示するかについて、精査の上で明確化し、情報の性質にふさわしい情報提示をする。
  - 各事業者に期待される行動は、その事業者の置かれた状況やリスクの重大性によって変わり得る。
- ▶ ガイドラインの内容が、「これだけやればいい」という形で名宛人に理解されると、事業者は、リスクベースで適切な対応を取るべきとする、指導原則やOECDガイダンスの根本的な考え方と相いれないものとなるリスクあり。
- ▶ ガイドラインとそれ以外のサポートツールとのすみ分け(→ガイドラインの性質に応じた適切な情報峻別の必要性)



OECD デュー・ディリジェンス・プロセスと実務

## OECDのガイダンスに基づくデュー・ディリジェンス・プロセス

本ページ以降の資料は、OECDのRBCに関するDDガイダンス中のステップ2のうち、主に、以下、「2.1」「2.2」に関する実務の取り組み例を紹介する資料となっている。

ステップ	具体的なプロセス手順	求められる取り組みの内容
2. 人権への負の影響の特定と評価	2.1 <b>リスクの高い</b> 事業およびビジネス上の関係を特定する	企業の事業領域およびビジネス上の関係（例：サプライヤー、サプライチェーン）を含めたバリューチェーンの大枠を把握した上で、セクター、地理的、製品（および企業固有の）リスク要因の情報収集を行う。 最も重大なリスク（＝対応優先度の高いリスク）が想定される事業領域を特定する*。
	2.2 実際のおよび潜在的な負の影響を <b>具体的に特定</b> して評価する	優先度の高いリスクに関連する自社の事業、サプライヤーおよびその他のビジネス上の関係先を洗い出す。 上記を対象に評価（評価対象先と関連する影響の評価）を実施する。
	2.3 特定した負の影響と企業との関係性を評価する	負の影響と自社との関係性（cause, contribute, direct linkage）を評価する。（理由：関係性の違いにより、自社が取り得る対応が変わるため）
	2.4（必要な場合）特定されたリスクおよび影響への対応の優先順位付け	優先的に措置を講じるべき最も重大（significant）（例：深刻度〈severity〉高、発生可能性〈likelihood〉高）な負の影響を決定する（→ 本決定は、全ての負の影響に直ちに対処できない場合に必要となる）

\*事業範囲が限定的な企業（例：小規模事業者など）は、本手順を実施せず、「2.2」のステップから実施することも考えられる。

2.1 高リスク領域の  
特定

2.2. 具体的な影響  
の特定・評価

2.3. 特定した影響と  
の関係性評価

2.4. 対応の優先順  
位付け



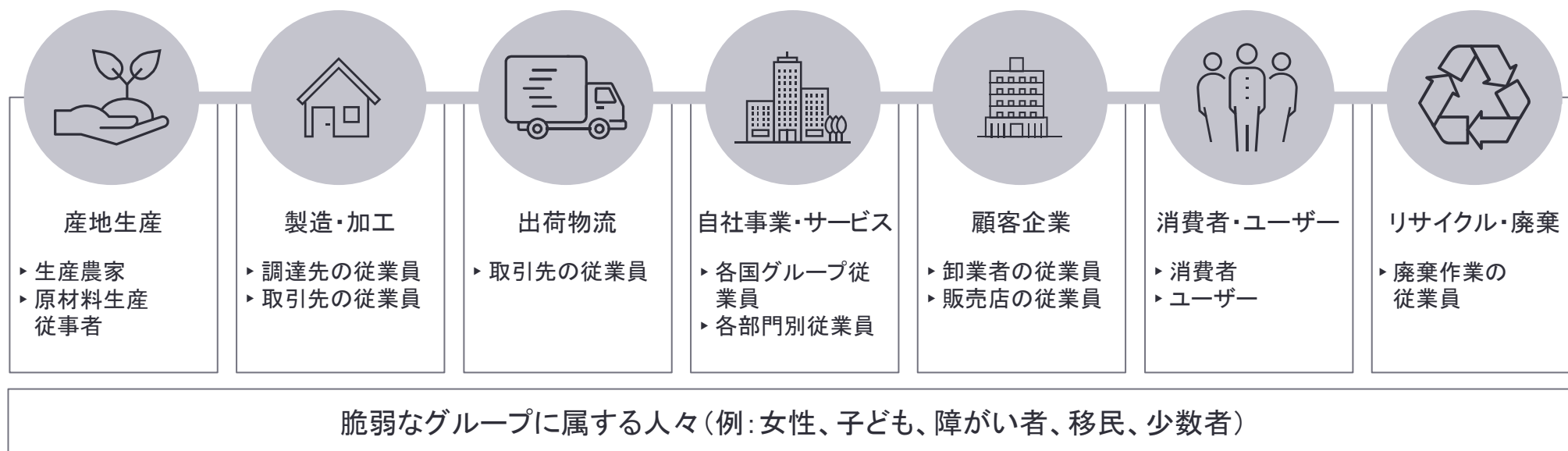
## 2 人権への悪影響の特定と評価

### 2.1 リスクの高い事業およびビジネス上の関係の特定

## 2 人権への悪影響の特定と評価

## 2.1 リスクの高い事業およびビジネス上の関係の特定(影響を受けるステークホルダー)

バリューチェーンは一般的に、事業者の生産活動以外に、原材料の調達、加工、物流などを含む川上での活動と、販売・サービスや最終消費者による使用・消費といった川下での活動から構成される。指導原則は、企業が人権リスクを把握すべき範囲は、自社グループを含むバリューチェーン全体に及ぶ。人権リスクは、事業活動を通じて、各バリューチェーンのステークホルダーの人権を侵害する可能性(リスク)と理解することが可能である。人権への負の影響に対してとりわけ脆弱な立場に置かれやすいステークホルダーの存在も認識する必要がある。





## 2 人権への悪影響の特定と評価

## 2.1 リスクの高い事業およびビジネス上の関係の特定(関連する人権課題)

以下は、事業活動によって影響を受ける可能性があるステークホルダーと、そのステークホルダーと関連する人権課題例となる。もっとも、以下の分類は一例であり、他の形で分類される場合もある\*。事業活動の違いによって、人権の影響を受ける可能性がステークホルダーの属性や、捕捉すべき人権課題の内容も変化する。

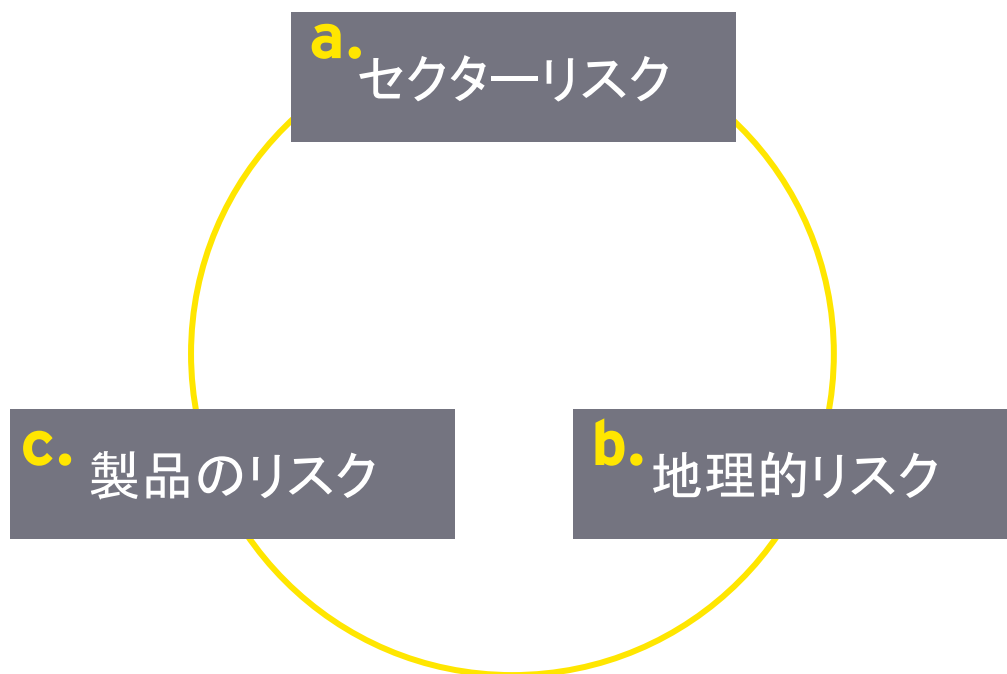
労働者	地域住民	消費者・ユーザー・一般市民社会
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 強制労働の排除</li> <li>▶ 児童労働の実効的廃止</li> <li>▶ 結社の自由と団体交渉</li> <li>▶ 非差別、機会均など</li> <li>▶ 労働条件と社会的保護</li> <li>▶ ハラスメント、非人道的な扱い</li> <li>▶ 労働安全衛生</li> <li>▶ プライバシーの保護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 安全衛生</li> <li>▶ 水へのアクセス</li> <li>▶ 保安慣行</li> <li>▶ 土地への権利、土地収奪と強制移住</li> <li>▶ 先住民の権利</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 差別的な広告表現の排除</li> <li>▶ 責任あるマーケティング</li> <li>▶ プライバシーの保護</li> <li>▶ 紛争鉱物</li> <li>▶ ハイリスクな状況</li> </ul>

\*欧州委員会が2022年2月に公表したコーポレートサステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令案(DD指令案)ドラフトでは、デュー・ディリジェンスの対象とするべき人権への負の影響となる具体的な内容として、ILOの中核的労働基準として列挙されている課題(強制労働の禁止、児童労働の禁止、結社の自由と団体交渉権の尊重、差別の禁止)を含む、21の各種国際人権条約で規定されている権利への侵害や禁止行為への違反行為を列挙している(DD指令案附属書II)。

## 2 人権への悪影響の特定と評価

## 2.1 リスクの高い事業およびビジネス上の関係の特定(考慮すべきリスク要因)

事業活動における人権リスクの評価に当たっては、主に評価対象企業のa.セクターリスク、b.地理的リスク、c.製品のリスク(原材料に関するサプライチェーン上のリスクなど)を評価要素に含めることが考えられる。



## 参照可能な指標・情報例

## a. セクターリスク

- ▶ OECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスに記載の産業分野別ガイダンス

## b. 地理的リスク

- ▶ 強制労働・人身取引

## The Global Slavery Index

(<https://www.globallslaveryindex.org/>)の国別指数(現代奴隷の人口、現代奴隷人口比、脆弱性、国の対応)

- ▶ 児童労働

## Children's Rights and Business Atlas

(<https://www.childrensrightsatlas.org/countrydata/workplace/>)

## c. 製品のリスク

- ▶ 紛争鉱物
- ▶ 米国労働省作成の List of Goods Produced by Child Labor or Forced Laborに含まれる原材料の使用

2.1 高リスク領域の  
特定

2.2. 具体的な影響  
の特定・評価

2.3. 特定した影響と  
の関係性評価

2.4. 対応の優先順  
位付け



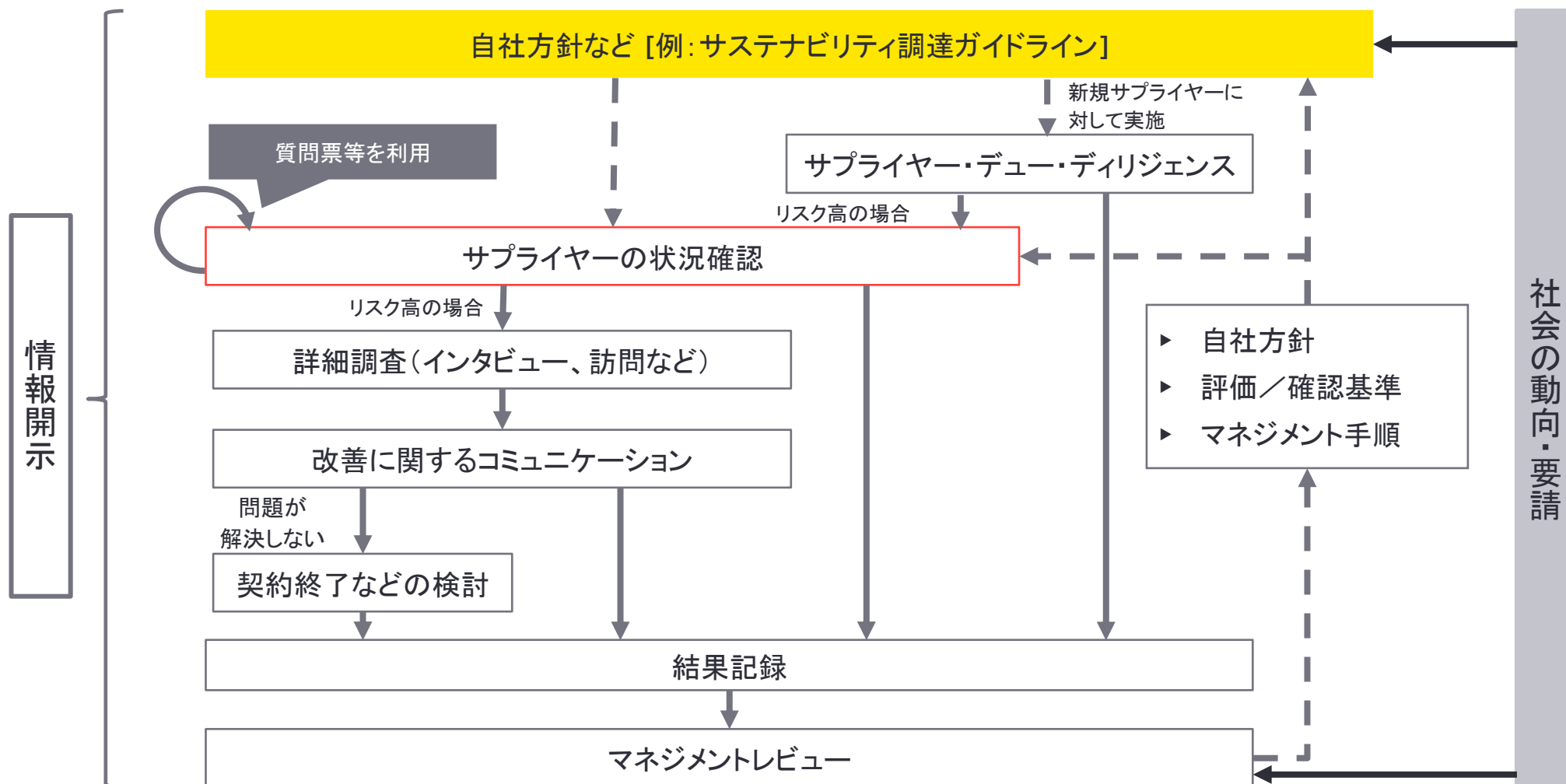
2 人権への悪影響の特定と評価

## 2.2 実際のおよび潜在的な負の影響の具体的な特定・評価

## 2 人権への悪影響の特定と評価

## 2.2 実際のおよび潜在的な負の影響の具体的な特定・評価

サステナビリティに関するサプライチェーン上の取り組みは、一般的には以下のような取り組みフローとなることが多い。



## 2 人権への悪影響の特定と評価

## 2.2 実際のおよび潜在的な負の影響の具体的な特定・評価：アプローチ例

下に示す手法は、包括的でリスク評価の正確性が高いものから低いものまで、一定の定義付けに基づく分類例である。実際には、これらの手法の中間に位置づけられるものなども考えられる。人権デュー・ディリジェンスの取り組みの目的が、企業の事業およびサプライチェーンにおける人権への負の影響を防止・軽減、是正・救済することであることを踏まえ、事業者の置かれた状況も考慮に入れつつ、採りえる最も効果的な手法を使い分けることが望まれる。

厳格	確認方法	概要	長所	短所	評価者*
	監査	国際的な人権の監査基準に基づく監査手法を用いた包括的なパフォーマンス評価不適合指摘を行う	最も包括的なリスク・機会の評価が可能	準備・実施に資源と知見が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 一者・三者 (対子会社の場合)</li> <li>▶ 二者・三者 (対サプライヤーの場合)</li> </ul>
	訪問	監査の短時間・簡易版 ワーカーインタビューや現場視察などを適宜削減・省略する 不適合指摘を行う	短時間・限定的でも現場および管理体制を確認可能	限定的なリスク評価	
	現場視察	原則記録チェック、ワーカーインタビューは行わない 不適合指摘は行わない	一定程度の現場確認が可能	リスク評価として不足 (重大なリスクを見逃す可能性)	
	電話・オンライン会議等によるヒアリング	自己評価結果に基づき、留意すべきと思われる回答に関し、具体的な状況についての確認をする	評価対象先の取組状況について、一定程度具体的な状況について把握可能	現場確認ができない	
	質問票などによる自己評価	ネット・Excel・紙面などによる遠隔でのアンケート調査	コストが比較的低い	設問に対して、回答者の恣意的な判断が入る可能性	

緩やか \*一者(組織自身(自社の社員)または代理人(コンサルなど)、例として、内部監査)、二者(顧客など、その組織に利害関係のある団体またはその代理人)、三者(外部の独立した組織、例として第三者審査機関)

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com)をご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは [ey.com/ja\\_jp/people/ey-shinnihon-llc](https://ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc) をご覧ください。

© 2022 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja\\_jp](https://ey.com/ja_jp)